

給与支払報告書（総括表）の記入及び提出の際の注意事項について

◆ 給与支払報告書の記入について ◆

給与支払報告書（個人別明細書）の作成・内容確認が終わりましたら、令和8年6月から住民税の給与天引きができる方（特別徴収）と、退職・乙欄該当者等で住民税の給与天引きができず、個人納付していただく方（普通徴収）に分類し、それぞれの人数を総括表の報告人員欄に記入してください。

令和8年度 給与支払報告書（総括表）		2月2日までに提出してください。	
令和8年1月15日提出 宛		申込番号	指定番号
		特給	9999900 譲訪
給与支払 者の個人 番号又は 法人番号	0000000000000000		
郵便番号	〒391-△△△△		
(フリガナ)	チノシヒライズミ1-1-1		
所在地	茅野市平泉1-1-1		
(カタカナ)	カブシキガイシャ ジョウモンサンギョウ		
名称	株式会社 繩文産業		
代表者の 氏名	茅野 太郎		
普通徴収対象者がいる場合、同封の普通徴収切替理由書（兼仕切紙）に切替理由ごとの人数を記入の上、普通徴収対象者の給与支払報告書の先頭に入れて提出してください。また、給与支払報告書個人別明細書の「摘要欄」に該当理由の符号（普通F）を記入してください。			
連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	経理 係 氏名 繩文 花子	特別徴収納入書	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要
会計事務所 等の名前並 びに電話番号	電話 0266-12-3456		
	お送り希望する金融機関の名前及び所在地		
	(用意欄)		

総括表に印字されている名称や所在地等に変更等がある場合は、朱書きで訂正をお願いします。

法人番号又は個人事業主の方は個人番号を記入してください。

特別徴収（給与天引）欄

茅野市への報告人員の内、令和8年6月から住民税を給与天引きできる人員の合計を記入。

普通徴収欄

茅野市への報告人員の内、退職者と、退職者以外の乙欄該当者など、住民税を個人納付していただく人員の数を分けて記入。

（普通徴収切替理由書の合計人数と一致。）

合計欄

茅野市への報告人員の合計を記入。個人別明細書の枚数と数が一致することを確認してください。

特別徴収納入書

納入書が必要な場合は「要」を、不要な場合は、「不要」を○で囲んでください。

◆ 給与支払報告書の提出について ◆

給与支払報告書の提出に当たっては、下記の順番に並び替えて提出してください。特別徴収・普通徴収・専従者給与のうち、対象者がいないものについては提出不要です。

- ① 総括表
- ② 個人別明細書（特別徴収分）
- ③ 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）【ピンク色】
- ④ 個人別明細書（普通徴収分）
- ⑤ 専従者給与（仕切紙）【黄色】
- ⑥ 個人別明細書（専従者給与分）

※専従者給与で特別徴収が可能な場合は⑤⑥を③の前へ入れてください。その場合、個人別明細書の摘要欄に「特別徴収可能」と記入してください。

先頭

①総括表

②個人別明細書（特別徴収分）

③普通徴収切替理由書【ピンク色】

④個人別明細書（普通徴収分）

⑤専従者給与（仕切紙）【黄色】

⑥個人別明細書（専従者給与分）

給与支払報告書の提出期限は令和8年2月2日（月）です。早期提出にご協力をお願いします。

給与支払報告書(個人別明細書)作成上の注意事項

書き方の詳細については、国税庁作成の「年末調整の手引き」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(p3~p18)をご確認ください。(国税庁ホームページにてご覧いただけます。)

以下は、記載漏れや記載ミスの多い箇所を中心に解説した資料となりますので、提出までにご一読ください。

給与支払報告書の記載例														
※種別														
支 払 を受 け る者	※区分 住 所	(受給者番号) 20214-001 (個人番号) 0000000000000000 (役職名) 担当官 (フリガナ) チノタロウ 氏名 茅野 太郎												
		茅野市○○1丁目2番3号												
種別			支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額			新規控除の額の合計額					
			内	千	円	内	千	円	内	千	円			
			5	983	741	4	344	000	2,799	699	0			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別)			控除対象扶養親族の数 (配偶者を含む)			16歳未満 扶養親族			障害者の数 (本人を除く)		
有	従有		控除の額	特 定	者、 従人	その他の 従人	特 親	人	人	特 別	者、 従人	その他の 従人		
○		380	000	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
特定親族特別控除の額			社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
			千	円	千	円	千	円	千	円	千	円		
			630	000	95	000	95	000	45	000	50	000		
(摘要) 茅野市豊平△△ (株)繩文製作所 令和7年6月30日退職 支払金額 3,082,187円 徴収税額 42,503円 社会保険料 246,574円														
善F 令和8年3月31日退職予定														
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円		
住宅借入金等特別控除の額の内訳	1	居住開始年月 (1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	住(特)	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)	住(特)	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)	5,000,000	円		
住宅借入金等特別控除の額可能額	50,000	居住開始年月 (2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)	住(特)	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)	住(特)	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)	5,000,000	円		
(源泉・特別) 控除対象 配偶者	チノアキコ	区分	配偶者の合計所得	480,000	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円		
氏名	茅野 秋子				基礎控除の額	円	所得金額	円	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円		
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													
1 控除対象扶養親族等	(フリガナ) 氏名 個人番号	チノブヒコ 茅野 冬彦 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	区分 01	(フリガナ) 氏名 個人番号	チノハル 茅野 春 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	区分	5人目以降の扶養親族等の個人番号							
2	(フリガナ) 氏名 個人番号	チノナツコ 茅野 夏子 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	区分 10	(フリガナ) 氏名 個人番号	チノラミ 茅野 春 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	区分	5人目以降の扶養親族等の個人番号							
3	(フリガナ) 氏名 個人番号		区分 11	(フリガナ) 氏名 個人番号		区分	5人目以降の扶養親族等の個人番号							
4	(フリガナ) 氏名 個人番号		区分 12	(フリガナ) 氏名 個人番号		区分	5人目以降の扶養親族等の個人番号							
未成年者	外 死 亡 退 職 者 人	死 災 害 者 人	乙 特 別 其 他	本人が障害者 寡 婦 の 親	ひ と り 親	勤 労 学 生	中途就・退職	受給者生年月日						
支 払 者	個人番号又は 法人番号	6 (右詰で記載してください。)	就職 退職	年 7	月 7	日 1	元 昭和	年 32	月 6	日 3	年 月 日			
住所(居所) 又は所在地	茅野市本町口一□一□													
氏名又は名称	株式会社 繩文産業 (電話) 0266-12-3456													

- 生命保険料の金額の内訳欄 …控除金額が適正であるか確認を行うため、必ず支払
金額を記載してください。

●特定親族特別控除 …19歳以上23歳未満の親族(配偶者、専従者除く)で、合計所得が58万円超123万円以下(給与收入だけの場合、収入金額は123万円超188万円以下)の人に対して段階的に上記の金額を控除します。

- 配偶者特別控除 …配偶者の合計所得が 58 万円超から 133 万円未満の方が控除対象となります。控除を受ける場合は、配偶者の合計所得を「配偶者の合計所得」の欄に記入してください。※受給者本人の合計所得金額が 1,000 万円越の場合は控除適用外(配偶者控除も同様)。

- 住宅ローン控除 ・・・住宅借入金等特別控除が所得税から控除しきれない場合は、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日を記入してください。特定取得は(特)、特別特定取得は(特特)と区分欄に記入します。特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合は、住(増)と記入します

- 普通徴収対象者 …個人住民税を普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の該当する符号(普A～普F)を摘要欄に記入してください。記入がない場合は、原則として特別徴収となります。

所得金額調整控除の適用がある場合、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入。

特定親族特別控除の欄が追加となりました。

前職分給与がある場合は、前職給与支払額、社会保険料控除額、源泉徴収額、支払者名を記入。

個人住民税を普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の該当する符号(普A～普F)を記入。

特定取得に該当する場合(特)、特別特定取得に該当する場合(特特)と記入。

住宅借入金等特別控除額が所得税から控除しきれない方について
は、住宅借入金等特別控除可能額を記入。

控除対象扶養親族が非居住者である場合は、分類に応じて区分欄に次のとおり記載

- 歳未満 70 歳以上:01
歳以上 70 歳未満、留学生:02
歳以上 70 歳未満、障害者:03
歳以上 70 歳未満、38 万円
以上送金:04

特定親族特別控除の適用を受けた場合は分類に応じて区分欄に次のとおり記載。

- ・控除額 63 万円:10(非居住者:11)
 - ・控除額 61 万円:20(非居住者:21)
 - ・控除額 51 万円:30(非居住者:31)
 - ・控除額 41 万円:40(非居住者:41)
 - ・控除額 31 万円:50(非居住者:51)
 - ・控除額 21 万円:60(非居住者:61)
 - ・控除額 11 万円:70(非居住者:71)
 - ・控除額 6 万円:80(非居住者:81)
 - ・控除額 3 万円:90(非居住者:91)